

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 8 3
- 2 案件名 サーバ統合化基盤用オラクルライセンス賃貸借および保守に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 8 年（2 0 2 6 年）1 2 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名：N E C キャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

オラクルライセンスは、平成 29 年 1 月から稼働しているサーバ統合化基盤に搭載されている業務システムが、オラクル社のデータベースを利用する際に必要となるライセンスであり、平成 29 年 1 月から令和 3 年 12 月末まで上記相手方とリース契約を締結しています。

令和 4 年 1 月以降もサーバ統合化基盤に搭載されている業務システムでオラクル社のデータベースを利用するためには、現行のオラクルライセンスを継続利用する必要があるため、上記相手方と再リース契約を行います。

7. 問合わせ先

課名：情報政策課

内線：2 5 1 4

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 4 7
- 2 案件名 サーバ統合化基盤更新（一次稼働分）及び
大量印刷用ページプリンタ更新に伴う共通基盤システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
共通基盤システムはサーバ統合化基盤に搭載されており、当市マシン室に設置している大量印刷用ページプリンタを利用しています。本年度中にサーバ統合化基盤及び大量印刷用ページプリンタを機器更新するため、共通基盤システム側にも改修作業が発生します。
当該作業は共通基盤システムの構築事業者であり、かつシステムの著作権を有している日本電気株式会社しか実施できません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：2514

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総賃 10
- 2 案件名 宝塚市共用車両（軽乗用車・軽貨物車）賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 賃貸借期間 令和 4 年(2022 年) 3 月 1 日 から 令和 9 年(2027 年) 2 月 28 日まで

5 契約相手方

住所：神戸市長田区北町 2 丁目 5 番地
社名：株式会社トヨタレンタリース兵庫

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 8 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

本案件は先だって制限付き一般競争入札に付されるも、2 週間の参加受付期間の中で 2 者の参加申請に留まり、その後 1 者が「期日までに納車が間に合わない」ことを理由に入札を辞退したため、応札者が 1 者のみとなり、結果として入札は取止めとなった。

現在、世界的な半導体の不足により自動車の減産が長引いており、本市においても自動車の賃貸借案件の不調が相次いでいる状況である。

については、本件においても早急に行動しなければ契約の機会を逸する可能性が極めて高いため、入札時に応札の意思があった当該事業者と随意契約を行う。

7 問合わせ先

課名：管財課 内線：2062

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 看委21-1
- 2 案件名 宝塚市立看護専門学校エレベーター保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)10月1日～令和7年(2025年)9月30日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府茨城市庄1丁目28番10号
社名： フジテック株式会社 近畿統括本部

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

昇降機の機器本体は、製造メーカー毎に制御、使用が異なり、独自の機器を設置しています。また、ひとたび事故が起こると大変危険なものであるため、メーカーまたはメーカー系列の保守会社に責任を以て一貫して保守させることが適切であると考えます。このような特殊性により機器本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応により修復等の措置を行うことができ、専門技術及び点検調整に熟達している製造メーカーの保守会社であるフジテック株式会社を指定します。

7 問合わせ先

課名： 看護専門学校

電話： 0797-84-0061

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ー
- 2 案件名 物品売買（花壇花苗）
- 3 案件場所 宝塚市 安倉北1丁目 地内
安倉フラワーガーデン内
- 4 契約期間 契約日から
令和3年（2021年） 11月26日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市山本東2丁目2番1号
社名：宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
- 6 指定理由
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当（宝塚市契約規則
第20条第1項ただし書該当）

(指定理由)
本件は、市内一円にある地域緑化モデル地区指定団体が管理する公共花壇に配布する花苗として一括購入するものです。本市の公共花壇の管理については、半年間まちを彩り続ける良質な花苗を安定的に供給することが求められていると共に、この事業を通じて、本市の地場産業の育成及び園芸技術の向上を図る必要があります。
当該業者は宝塚市と3地区の専門業者が植木産業の振興と地域活性化を目的として設立した業者であり、花卉園芸に卓越した技術力・経験を有し、花苗販売のみではなく、市内のボランティア団体、企業、学校等に講習会を実施するなど積極的に園芸技術の普及に努めており、市民の園芸技術向上にも大きく寄与しています。
よって、市内の緑化団体へ配布する良質な花苗の安定供給を図ることができると共に、花苗を通じて花壇づくりの学習支援や緑化啓発事業の普及促進による市内緑化団体の育成、園芸技術の向上、市民緑化意識の醸成を図ることができることから、地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号の規定により当該業者と特名随意契約を締結するものです。
7. 問合わせ先 宝塚市 公園河川課（内線 2282）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－30
- 2 案件名 サーバ統合化基盤（一次分）機器更新に伴う作業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日から
令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区磯上通7丁目1番5号
社名：富士通 J a p a n 株式会社 兵庫支社
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）
情報政策課においてサーバ統合化基盤（一次分）の機器更新が行われること
に伴い、当課における障害福祉システム「MCWEL」の再設定作業が必要とな
るため、障害福祉システム「MCWEL」のハードウェア・ソフトウェアのメー
カーであり、かつ、そのソフトウェアの著作権者である上記業者に作業を委託
する。
- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－23
- 2 案件名 児童家庭相談システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）10月 1日から
令和4年（2022年） 3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市平野区加美南3丁目8番25号
社名： シャープマーケティングジャパン株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当

(指定理由)
現在導入している児童家庭相談システム（パッケージシステム）の販売等に関する権利を有しているシャープマーケティングジャパン株式会社以外では、著作権上の理由により、当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問い合わせ先
課名：子育て支援課 内線：2575

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 - 1 1
- 2 案件名 女性の伴走型就労支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～
令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方 認定NPO法人 宝塚NPOセンター
兵庫県宝塚市栄町2-2-1 ソリオ1-3階
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本事業は、コロナ禍の影響を受け、様々な事情により孤立し不安を抱える女性に対して気軽に相談でき、継続的に支援してもらうことのできる場を提供し、関係機関と連携しながら、希望する進路決定を通じて、社会とのつながりを回復することを目的としており、十分な実績と継続的に支援を行うことができる体制が求められる。

上記相手方は、就労支援活動の実績とノウハウの蓄積があり、また厚生労働省が委託し実施する地域若者サポートステーション事業と連携することで、きめ細やかな支援を継続して実施することができる。また、市内を中心にさまざまな事業者や関係機関等と普段からつながりがあり、潜在的な支援対象者へのアプローチも期待できることから上記相手方と特名随意契約を締結する。

7. 問い合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2406

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 1 - 2 2
- 2 案件名 宝塚市観光マップリニューアル業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日（木）まで
- 5 契約相手方
住 所：豊中市名神口 1 丁目 8 番 16 号
社 名：(株)ロータリービジネス
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務を委託するにあたり公募型プロポーザルを実施したところ、2 者から提案があった。提案者から提出された企画提案書類やプレゼンテーションを基に、観光マップリニューアル業務委託事業者選定委員会において厳正な審査を行った結果、当該事業者が本業務委託の優先交渉権を得た。
当該事業者の提案内容等が、本業務委託の目的達成に資するものと判断したため、当該事業者を委託先として指定する。
7. 問合わせ先
課名：観光企画課 内線：2 4 1 2

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 - 9
- 2 案件名 ワークサポート宝塚 複写機（複合機）賃貸借契約（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市栄町2丁目 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～
令和8年（2026年）9月30日
- 5 契約相手方 第一電子株式会社
神戸市西区伊川谷町有瀬301番地
- 6 指定理由 （根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項 8号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
- （指定理由）
本件については、これまでに3度競争入札に付したが、いずれも応札者が1者であったため、中止となった。4度目の入札を行う時間的余裕もないことから、応札の意思があった上記相手方と随意契約を締結する。
7. 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2406

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教研委－４１
- 2 案件名 スクールネットセキュリティ強化対策機器保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜１丁目外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和４年（２０２２年） ９月３０日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市淀川区宮原３丁目４番３０号 ニッセイ新大阪ビル２０Ｆ
社名： Sky 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号 該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項ただし書 該当
(指定理由)
平成２８年度「学教賃-2スクールネットセキュリティ強化対策機器の賃貸借及び保守に関する契約」で導入した各種機器について、構築及び保守を上記事業者が実施している。保守を実施するにあたり、機器における各種設定及び市のネットワーク構成等の理解が必須で、当該事業者以外実施することはできないことから、現契約の保守事業者である上記事業者と特名による随意契約を締結します。
7. 問合わせ先
課名：教育研究課 直通：０７９７－８４－０９４６